

■貯金等共通規定

1 規定の適用範囲

この規定は、当行の貯金に共通して適用する事項を規定します。この規定が適用となる貯金は、当該各規定にその旨の表記をします。

2 通帳等の提出

当行又は日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）（次条第2項において「当行等」といいます。）は、必要があるときは、通帳、貯金証書又は保管証（貯金証書の保管の取扱いの証をいいます。）（第4条において「通帳等」といいます。）の提出を求めることがあります。

3 証明資料の提示等

- (1) 当行の貯金の取扱いに係る各種の請求、届出その他の手続をする者が、正当権利者であることを確認するため、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）において当行所定の証明資料の提示を受ける方法その他当行所定の方法により確認を求めることがあります。
- (2) 前項により証明資料の提示等を求められた場合において、各種の請求、届出その他の手続をする者がこれに応じないときは、当行等は請求、届出その他の手続をする者がこれに応じるまでの間、請求、届出その他の手続を拒むことができます。
- (3) 当行の貯金の新規預入の際には、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行います。また、新規預入後も、当行の貯金の取扱いにあたり、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。
- (4) 前項の確認に加え、日本国籍を保有せず本邦に居住する者が当行の貯金の新規預入を行う際には、本邦に中長期間在留することを確認するため、当行が特に認めた場合を除き、在留期間等のわかる証明書類の提示を求めます。また、新規預入の日から起算して3か月を超えて本邦に在留することが確認できる場合に限り、新規預入を行うことができます。

4 通帳等の再交付等

- (1) 通帳等の紛失又は盗難により通帳等を再交付するときは、当行所定の方法により当行所定の料金をいただきます。
- (2) 通帳等を再交付したときは、元の通帳等は、当行の貯金の利用に関してこれを使用することはできません。

5 貯金小切手

- (1) 当行は、預金者の請求に基づき、貯金（振替貯金を除きます。）の払戻金の払渡しにつき、現金の交付に代えて、当行所定の方法により当行を支払人とする払戻金額を

表示した小切手を振り出します。

- (2) 小切手は、本支店等において振り出します。ただし、振出を行わない本支店等は当行所定の方法により公表します。
- (3) 小切手は、記名式持参人払とします。ただし、申出がある場合は、記名式とすることができます。
- (4) 振り出された小切手の支払を受けようとするときは、所持人は、その小切手の裏面に住所を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（小切手の支払を行う郵便局に限ります。）に呈示してください。

6 払戻証書

(1) 払戻証書による払渡し

- ① 払戻証書と引換えに払戻金の払渡しを受けようとするときは、払戻証書の所定の欄に住所を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを本支店等（払戻金を払い渡すべき場所（以下この①及び②において「払渡場所」といいます。）が指定されている払戻証書にあっては、その払渡場所）に提出してください。
- ② 指定された払渡場所と異なる本支店等において払戻金の払渡しを受けようとするときは、払戻証書を提示して当該本支店等に申し出てください。当行は、払渡場所の変更の手続をしたうえ、その旨を通知します。
- ③ 払戻証書の有効期間は、その発行の日から6か月とします。

(2) 払戻証書の再交付等

- ① 払戻証書を失ったため又は汚染若しくはき損したため、その再交付を受けようとするときは、当行所定の請求書に記名押印又は署名をし、払戻証書（払戻証書を失った場合を除きます。）を添えて本支店等に提出してください。この場合、相当の期間をおくことがあります。
- ② 払戻証書の有効期間が経過したためその再交付を受けようとするときは、当該払戻証書の裏面の欄外余白に再交付請求をする旨及び住所を記入し、これに記名押印又は署名をして本支店等に提出してください。この場合、相当の期間をおくことがあります。
- ③ 払戻証書を再発行したときは、元の払戻証書は、貯金の払戻しにこれを使用することはできません。

(3) 払戻金の払渡しの延期等

払戻証書による払戻金の払渡しを延期するときは、当該払戻証書の表面にその事由及び延期すべき日数を記入し、かつ、日付印を押して返付します。この場合において、当該延期の事由が消滅して払渡しに支障がなくなったとき又はその延期期間の延長を必要とするときは、その旨を通知します。

- (4) 払戻証書と引換えに払戻金を払い渡しましたうえは、払戻証書につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）は責任を負いません。

7 残高証明書の発行

- (1) 当行は、預金者の請求に基づき、当行の定めるところにより、貯金の残高証明書を発行する取扱いをします。
- (2) 前項の取扱いを受けようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、本支店等に提出してください。
- (3) 前項の請求については、当行所定の方法により当行所定の料金をいただきます。

8 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐又は後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により本支店等に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐又は後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により本支店等に届け出てください。
- (3) 既に補助、保佐又は後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消し又は変更等が生じた場合にも、同様に届け出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（同社が当行に係る銀行代理業を委託した者を含みます。）は責任を負いません。

9 相続による払戻し等

相続により当行の貯金の払戻し又は名義書換の請求を行う場合（通常貯金及び通常貯蓄貯金に係る名義書換の請求については当行が認めた場合に限り。）において、2人以上の相続人があるときは、請求をする者以外の相続人の全員が同意する旨を記載した当行所定の書類を提出してください。ただし、請求をする者以外の相続人の全員から同意を得ることができない事由その他の諸事情に鑑み、払戻し又は名義書換に応じることが相当であると当行が認めた場合は、この限りではありません。

10 預入限度額超過時の措置

- (1) 郵政民営化法に規定する預入限度額（この項、次項及び第3項において「預入限度額」といいます。）を超過した場合には、当行は、預金者に通知することにより、預入限度額以内に貯金を減額するために必要な限度において、次の預金者の区分により当該区分に掲げる措置を講じるものとします。
 - ① 通常貯金又は通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものに限り。）の預金者
総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第5項の規定にかかわらず、オートスウィング基準額（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第4項に定めるオートスウィング基準額をいいます。この①及び次項において同じとします。）を、通常貯金及び通常貯蓄貯金の総額が預入限度額以内となるために必要な金額（0円以上の金額とし、1万円未満の端数は付けません。）に変更します。ただし、オートスウィング基準額を0円にしてもなお預入限度額を超過する場

合には0円とします。

② ①に掲げる貯金以外の預金者

当行所定の方法により貯金を払い戻すとともに、払戻証書を発行し、預金者に送付します。

(2) 前項①に掲げる措置を講じてもなお通常貯金及び通常貯蓄貯金の総額が預入限度額を超過する場合には、当行は、当該措置に加え、同項②に掲げる措置を講じるものとします。

(3) 第1項①に掲げる措置を講じた場合、預金者は、通常貯金及び通常貯蓄貯金の総額が預入限度額以内となるために必要な限度において、総合口座取引規定第21条（オートスウィング基準額の変更）に定める手続に従って、オートスウィング基準額を変更することができます。

(4) 当行は、届出のあった氏名及び住所にあてて第1項に定める通知又は同項②に定める払戻証書を発送すれば足り、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11 反社会的勢力との取引拒絶

当行の貯金は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができ、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行は貯金の新規預入の申込みをお断りするものとします。

① 預金者が新規預入の申込時にする表明・確約に係り虚偽の申告をしないこと。

② 預金者（預金者が法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。③において同じとします。）が次のいずれにも該当しないこと。

A 暴力団

B 暴力団員

C 暴力団準構成員

D 暴力団関係企業

E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

F その他AからEまでに準ずる者

③ 預金者が自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行わないこと。

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に係り、脅迫的な言動を行う又は暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当行の信用をき損し又は当行の業務を妨害する行為

E その他AからDまでに準ずる行為

12 規定の改定

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2020年4月1日から実施します。